



漏電火災警報器設置対象物一覧表(消防法施行令第22条)

消防用設備等の種類 防火対象物の別			警 報 設 備		消防用設備等の種類 防火対象物の別			警 報 設 備	
			消防法施行令第22条					消防法施行令第22条	
			漏電火災警報器					漏電火災警報器	
			一 般	契約電流				一 般	契約電流
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	延面積 (㎡)	300以上	50 Aを越えるもの	(8)	図書館、博物館、美術館の類	500以上	50 Aを越えるもの
	ロ	公会堂、集会場				(9)	イ トルコ浴場、サウナ浴場の類 ロ その他の公衆浴場	延面積 (㎡) 150以上	
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類	300以上	(10)		車両の停車場、船、航空機の発着場	500以上		
	ロ	遊技場、ダンスホール		(11)		神社、寺院、教会の類	500以上		
(3)	イ	待合、料理店の類	300以上	(12)		イ 工場、作業所 ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ	300以上		
	ロ	飲 食 店				(14)	倉 庫	1000以上	
(4)		百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場	300以上	(15)		前各項に該当しない事業場	1000以上		
	イ	旅館、ホテル、宿泊所				(16)	イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物 ロ 上記以外の複合用途防火対象物	〔注〕	
(5)	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	150以上	(16) の 2			地 下 街	300以上	
	イ	病院、診療所、助産所				300以上	(17)	重要文化財、重要美術品等の建造物	
(6)	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設又は精神薄弱者援護施設	300以上						
	ハ	幼稚園、盲学校、養護学校、ろう学校							
(7)		小、中、高等学校、大学、各種学校の類	500以上						

- 〔注〕は、延面積500㎡以上で、かつ特定防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上。
- 特定防火対象物とは(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イの用途に供するもの。
- 建築物で間柱もしくは下地を不燃材料および準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、もしくは下地を不燃材料および準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床または天井野縁、もしくは下地を不燃材料および準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有する建築物。